

債券の保有目的区分の変更に関する論点の整理

平成 20 年 10 月 28 日
企業会計基準委員会

目 的

1. 我が国における企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）及び日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）では、債券の保有目的区分を厳格にすることにより判断の恣意性を排除することとしており、原則として取得当初の保有目的を取得後に変更することは認めず、債券の保有目的区分の変更（保有債券の振替）が認められる場合を限定している。

国際会計基準審議会（IASB）は、最近の金融市場における混乱を背景に、米国会計基準に定める金融資産の振替の要件との相違に取り組むよう要請を受け、平成 20 年（2008 年）10 月 13 日に国際会計基準（IAS）第 39 号と国際財務報告基準（IFRS）第 7 号を改正する「金融資産の振替」（以下「改正 IAS」という。）を公表した。この公表に関連し、債券の保有目的区分の変更に関する質問が寄せられているため、当委員会では、金融商品会計基準及び金融商品実務指針を見直すかどうかの検討を行っている。

当委員会では、今後の議論に資するため、本論点整理を公表し、債券の保有目的区分の変更に関する論点について、広く一般から意見を求めることとした。当委員会では、本論点整理に寄せられる意見も参考に、当該論点に関する検討結果を早急に取りまとめる予定である。

論点整理を行う範囲

2. 改正 IAS では、稀な状況において、トレーディング目的の分類から他の分類に振り替えることができることとした（第 5 項参照）。また、売却可能に分類された貸付金及び債権を、特定の状況において、振り替えることができることとした（第 13 項参照）。
3. 第 1 項で示したように、我が国では、債券の保有目的区分を厳格にすることにより判断の恣意性を排除することとしており、原則として売買目的有価証券から他の区分への変更は認めていない。しかしながら、改正 IAS と同様に、売買目的有価証券に区分された債券¹について、その他有価証券への振替（【論点 1】）及び満期保有目的の債券への振替（【論点 2】）を検討すべきではないかとの意見もあることから、本論点整理では、これらを検討の対象としている。また、これと関連して、その他有価証券から満期保有

¹ これには、有価証券以外であっても、売買目的有価証券に準じて取り扱うもの（金銭債権等の金融資産のうち、トレーディング目的で保有するもの（金融商品実務指針第 269 項））も含まれる。

目的の債券への振替（【論点3】）についても検討の対象としている。

4. さらに、改正 IAS は、平成 20 年（2008 年）10 月に公表されたものの、平成 20 年（2008 年）7 月 1 日から適用するとされており、それ以前には改正 IAS に従った金融資産の振替を行わず、また、平成 20 年（2008 年）11 月 1 日以降に開始する期間に行われた金融資産の振替は、振替が行われた日からのみ有効になるとしている。このような適用時期は、改正された会計基準の公表後に適用される通常の場合とは異なるため、仮に我が国において保有債券の振替を見直した場合における改正した会計基準等の適用時期（【論点4】）についても論点として取り上げることとした。

論 点

【論点1】 売買目的有価証券からその他有価証券への振替

5. 改正 IAS は、非デリバティブ金融資産（当初認識時に、企業が当期純利益を通じて公正価値で測定すると指定したもの以外）が、もはや近い将来に売却又は買戻しを行うという目的で保有されていなければ（たとえ当該金融資産が主に近い将来の売却又は買戻す目的で取得又は発生していたとしても）、稀な状況においてのみ、トレーディング目的の分類（当期純利益を通じて公正価値で測定する分類）から振り替えることができるとしている²。ここで、稀な状況とは、通常ではなく、かつ、近い将来再発する可能性が極めて低い単独の事象から生じるものであるとされている。
6. 金融商品実務指針第 85 項では、「売買目的有価証券への分類はその取得当初の意図に基づいて行われるものであるから、取得後におけるその他有価証券への振替は認められない。ただし、資金運用方針の変更又は法令若しくは基準等の改正若しくは適用に伴い、有価証券のトレーディング取引を行わないこととした場合には、すべての売買目的有価証券をその他有価証券に振り替えることができる。」とされている。
7. したがって、我が国では、既に限定的ではあるが、その他有価証券への振替ができる。さらに、次のような理由から、この振替に関する定めを見直す必要はないという考え方がある。
 - (1) 「売買目的有価証券への分類はその取得当初の意図に基づいて行われるもの」（金融商品実務指針第 85 項）であり、「保有目的区分を厳格にすることにより判断の恣意性を排除することとしており、原則として取得当初の保有目的を取得後に変更することは認めず、第 80 項に示すとおり、保有目的区分の変更が認められる場合を限定している」（金融商品実務指針第 281 項）こと
 - (2) 金融商品実務指針第 59 項なお書きでは、「会社の資金運用方針等に基づき、同一銘柄

² 改正 IAS では、当該金融資産は、振替の日の公正価値で振り替えられ、当期純利益ですでに認識された利得と損失の振り戻しは行われず、振替の日の金融資産の公正価値が新たな原価となるとされている。

柄の有価証券を異なる保有目的区分で保有することも認められる」としているため、その一部だけ振り替えることができるとすると恣意性は避けられないこと

8. 一方、稀な状況においては、その一部を振り替えられるように見直すこともあり得るのではないかという考え方もあることから、財務報告の投資意思決定有用性の観点に照らして、どのような場合にどのような理由であれば見直す必要があるのかを整理のうえ、検討することとする。

【論点 2】 売買目的有価証券から満期保有目的の債券への振替

9. 改正 IAS は、第 5 項で示したようなトレーディング目的の分類から他の分類に振り替えることができる場合において、振替後に満期保有投資の要件を満たすものであれば、満期保有投資への振替を認めている³。
10. 金融商品実務指針第 82 項では、「満期保有目的の債券への分類はその取得当初の意図に基づくものであるので、取得後の満期保有目的の債券への振替は認められない」とし、「売却可能性が否定できなかったためその他有価証券にいったん分類した債券を、その後満期まで保有することに意思決定を行ったとしても、満期保有目的の債券に振り替えることはできない」（金融商品実務指針第 281 項）とされている。
11. この点について、我が国では、第 7 項で示したような理由から、この取扱いを見直す必要はないという考え方がある。
12. 一方、稀な状況においては、その一部を振り替えられるように見直すこともあり得るのではないかという考え方もあることから、第 8 項と同様に、その必要性等を整理のうえ、検討することとする。

【論点 3】 その他有価証券から満期保有目的の債券への振替

13. 改正 IAS では、売却可能に分類された金融資産で、（もし売却可能に指定されなかったならば）貸付金及び債権の定義に該当したであろう金融資産につき、企業が予見可能な将来又は満期まで金融資産を保有する意思及び能力を有している場合、売却可能分類から貸付金及び債権の分類に振り替えることができるとしている⁴。また、従来から IAS 第 39 号では、一定の場合において、振替後に満期保有投資の要件（固定の満期を有し、満期まで保有する意思と能力がある）を満たすものであれば、満期保有投資への振替ができるものとされている⁵。
14. 金融商品実務指針では、第 10 項に記載のとおり、その他有価証券に区分した債券を、その後、満期保有目的の債券に振り替えることはできないとしている。

³ 改正 IAS では、脚注 2 と同じ会計処理となるとされている。

⁴ 改正 IAS では、当該金融資産は、振替の日の公正価値で振り替えられ、その他包括利益で以前に認識されていた利得又は損失（貸借対照表上のその他包括利益累積額に計上されている。）は、その残存期間にわたり、実効金利法により当期純利益に振り戻されるとされている。




⁵ IAS 第 39 号では、脚注 4 と同じ会計処理となるとされている。

15. 我が国では、第 7 項で示した理由に加え、次のような理由から、会計上、改めて保有目的区分の変更を認める必要性は乏しいという考え方がある。
 - (1) その他有価証券は、売買目的有価証券と異なり、満期まで保有する可能性のある債券を含むものであること
 - (2) その他有価証券に区分した債券には、償却原価法を適用し、その上で、時価のある債券については、償却原価と時価との差額を純資産の部における評価・換算差額等として処理し（金融商品実務指針第 74 項）、必要に応じて減損処理する（金融商品実務指針第 91 項）ため、基本的に、満期保有目的の債券と損益計算への影響は同じであること
16. 一方、一定の場合には、その一部を振り替えられるように見直すこともあり得るのではないかという考え方もあることから、第 8 項と同様に、その必要性等を整理のうえ、検討することとする。

【論点 4】仮に我が国において保有債券の振替を見直した場合における改正した会計基準等の適用時期

17. 第 4 項で示したように、改正 IAS は、平成 20 年（2008 年）10 月に公表されたものの、平成 20 年（2008 年）7 月 1 日から適用するとされている。このような適用時期は、改正された会計基準等の公表後に適用される通常の場合とは異なる。また、仮に、保有債券の振替を見直した金融商品会計基準及び金融商品実務指針が遡って適用された場合、その振替の恣意性は避けられず、実際の適用における混乱とともに、そのような取扱いを認めた会計基準設定主体への信頼性が著しく損なわれるという懸念がある。
18. 一方、改正 IAS では要求されていないが、経営管理上は、事実の変化に即して既に保有目的区分の変更の意思決定を行っており、それを客観的に確保できるような場合には、改正した金融商品会計基準及び金融商品実務指針が実態を反映するように、遡って適用される意義があるという考え方がある。
19. また、仮に保有債券の振替を見直す場合でも、それは、最近の金融市場における混乱を背景に認められる例外的な取扱いであるため、その適用期間を限定すべきという意見もある。
20. このため、財務報告の投資意思決定有用性の観点に照らして、仮に我が国において保有債券の振替を見直した場合において、どのような場合にどのような理由であれば、遡って適用する必要があるのかどうかを整理のうえ、検討することとする。

(参考)

振替前 \ 振替後	その他有価証券	満期保有目的の債券
売買目的有価証券	【論点1】原則不可 (金融商品実務指針第85項)  ?	【論点2】不可 (金融商品実務指針第82項)  ?
その他有価証券	N/A	【論点3】不可 (金融商品実務指針第82項)  ?

【論点4】仮に改正を行う場合の適用時期

(注) 改正 IAS での取扱い (参照項は改正 IAS の該当項を指す)

振替前 \ 振替後	売却可能	満期保有目的/貸付金及び債権
売買目的 (当期純利益を通じて公正価値で測定する分類)	(改正前) 不可 (改正後) 稀な状況において可 (50B 項)	(改正前) 不可 (改正後) 稀な状況において可 (50B 項)
売却可能		
貸付金及び債権	N/A	(改正前) 不可 (改正後) 一定の場合に可 (50E 項)
債券	N/A	一定の場合に可 (54 項(a))

(*) 改正 IAS の適用は、2008 年 7 月 1 日から

以 上